

ネコ実験にふれず

チツソ、社内資料で反論

裁判問
病尋
侯対
水反

水俣病裁判の第二十四回口頭弁論は、十五日午前十時から熊本地裁民事三部斎藤次郎裁判長係りで続開、前日に続き元新日窒工場長西田栄一氏に対する被告側の反対尋問が行なわれた。

被告側は会社内の報告文書などをもちに、原告側がこれまで追及してきた西田証言の矛盾点について弁明、反論を行なったが、ポイントになるネコ四〇〇号実験（三十四年十月七日、アセトアルデヒ

ド排水の直接投与で発症したが、西田証人は報告を受けないとしている）については尋問をさせた。

とくに西田氏への第一回尋問で原告側が問題にしたムラサキ貝から有機水銀を抽出する実験が、反論書「有機水銀説に対する見解」（三十四年十月発表）の第一報に載りながら、第二報で落ちている点について、当時の本社工場間のテレックスを持ち出して、同実験を落としたのは、会社に不利に

なるからでなく、本社から同実験が不完全だと指摘されたためである、と反論した。

また百間排水の投与実験で発症した三七四号ネコ（三十四年九月二十八日発症）が、反論書では発症せずとなっている点についても、同じようなケースは二二八号、二四八号、二八八号とあり、実験段階で研究者自身は異常を認めても、正式に発表するさいには発症としないことがありうること

をほのめかした。しかし、問題のネコ四〇〇号については、直接ふれることはしなかった。

このほか爆薬説、使用水銀量など原告側の追及のきびしかった問題については、会社内の資料をふんだんに使ってこまめに反論したが、全体的に原告の追及のホコ先をゆるめるていどで、積極的な反論は次回以降に持ち越した。次回は十一月十一日で、被告側の反対尋問が続行される。